

# 移住・定住サポートガイド

各サポートメニューの詳しい内容については、担当課へお問い合わせください。



## 1 移住・定住を考えている方への支援

### 1 移住コンシェルジュの配置 **問** 観光政策課 スローシティ推進係 (027-257-0675)

住まいや仕事探しをする際に、気軽に相談できる窓口として、移住コンシェルジュを配置しています。

新たな土地への移住は、分からないことばかりで不安がつきもの。そんな時には、移住コンシェルジュにご相談ください。

「一度、前橋市を訪れてみたい」という方も、コンシェルジュまでご相談ください。

◇移住コンシェルジュ 鈴木

TEL: 080-6601-6569 E-MAIL: ijumaebashi@gmail.com

### 2 オンライン移住相談会※1 **問** 観光政策課 スローシティ推進係 (027-257-0675)

オンライン移住相談会を毎月開催しています。月に2度、第1水曜日及び第4土曜日に開催しています。

開催日以外でも、随時相談に対応しています。お気軽にお問い合わせください。

◇相談予約

TEL: 080-6601-6569 (移住コンシェルジュ鈴木) E-MAIL: ijumaebashi@gmail.com

### 3 移住支援金 **問** 産業政策課 雇用促進係 (027-898-6985)

移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から市内への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材確保を目的に、東京圏から市内への移住者に支援金を交付します。

◇交付対象者：①②のすべてに該当する方

#### ①次のすべてに該当

- ・住民票を移す直前の10年のうち、通算5年以上、東京23区に在住していた方又は東京圏(条件不利地域を除く)※2に在住し東京23区に通勤※3していた方
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住していた方又は東京圏(条件不利地域を除く)※2に在住し東京23区に通勤※3していた方※4

#### ②次のいずれかに該当

- ・群馬県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に応じた方
- ・群馬県が実施する起業支援金の交付決定を1年以内に受けた方
- ・内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就職した方
- ・所属先企業等からの命令ではなく、本人の意思により移住し移住先を生活の本拠とし、移住元での業務をテレワークで引き続き行う方
- ・関係人口(以下ア～エのいずれか)に該当する方
  - ア 本市に居住歴がある方
  - イ 本市に親族が居住している方
  - ウ 本市に本店又は支店が存する企業等に勤務している方
  - エ 本市に通勤歴・通学歴がある方

◇交付金額：(1)2人以上の世帯の場合…100万円

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の方1人当たり100万円追加加算

(2)単身の場合…60万円

※1 1組当たりの相談時間は30分から1時間程度とさせていただきます。また、zoomを使用しているオンライン相談となりますので、スマートフォンをご利用の方はアプリのダウンロードをお願いします。

※2 東京圏とは、東京都の他、埼玉県、千葉県、神奈川県の一部です。対象外の条件不利地域についてはホームページをご覧ください。



※3 雇用者としての通勤にあたっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

※4 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

## 4 地方就職学生支援金

問 産業政策課 雇用促進係 (027-898-6985)

東京圏内※2に居住し、かつ本部が東京都内にある大学の東京圏内のキャンパスに在学する卒業年度の学部生で、群馬県内に就職し、本市に移住する方に対して、就職活動にかかった交通費の一部を支給します。

◇交付対象者：以下のすべてに該当する人

(1) 移住に関する主な要件

- ・大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
- ・大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- ・群馬県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- ・卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

(2) 就業に関する要件

① 就業先に関する事項

- ・勤務地が群馬県内に所在すること。
- ・官公庁等ではないこと。
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

② 就業条件等に関する事項

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ・本市から通勤可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。

◇交付金額：上限6,000円

## 2 空き家を活用したい方への支援

問 建築住宅課 空家利活用センター (027-898-6081)

### 1 空き家バンクの設置

市内の空き家を有効活用するため、空き家バンクを設置しています。

空き家バンクとは、市内の空き家の「売却」または「賃貸」を希望する所有者から、申し込みを受けた情報をホームページ等で公開し、本市への定住等を目的として空き家の利用を希望する方に情報を提供する制度です。※5

○次の事業を申請する場合は、事前に空家利活用センターへご相談ください。

### 2 空き家をリフォームしたい方へ(空き家活用リフォーム補助)

空き家を住居として活用するために行う改修工事費用の一部を補助します。

◇補助率：工事費用の1/3以内(上限70万円、1,000円未満切捨て)

◇備考：転入者や子育て世帯など、条件に応じて上限額が加算されます。

期間内であっても予算額に達し次第、申請に達し次第、募集を終了します。

※5 空き家バンク掲載物件については、ホームページをご覧ください。



**ご注意ください!**

市は、電話や訪問によるリフォームの委託・勧誘は一切行っておりません。

# 3 起業・就職を考えている方への支援

## 1 前橋市創業センター

「起業」に関する支援拠点「前橋市創業センター」では、低価格で利用することができるオフィスや、各種工作機器を使用して自分のアイデアを試作することができるものづくりラボ等を備えています。また、当センターでは、事業が成功するよう、オフィスに入居しながら各種専門家の指導を受けることができるとともに起業に役立つ各種セミナーや交流会、相談会を定期的を開催しています。

### ◇創業相談・経営指導\*6（申し込み無料・要予約）

創業予定者や創業間もない起業家等が抱える様々な課題について、インキュベーションマネージャーや相談員が経験に基づいた経営指導やアドバイスを行い、事業の立ち上げや成長の支援を行います。

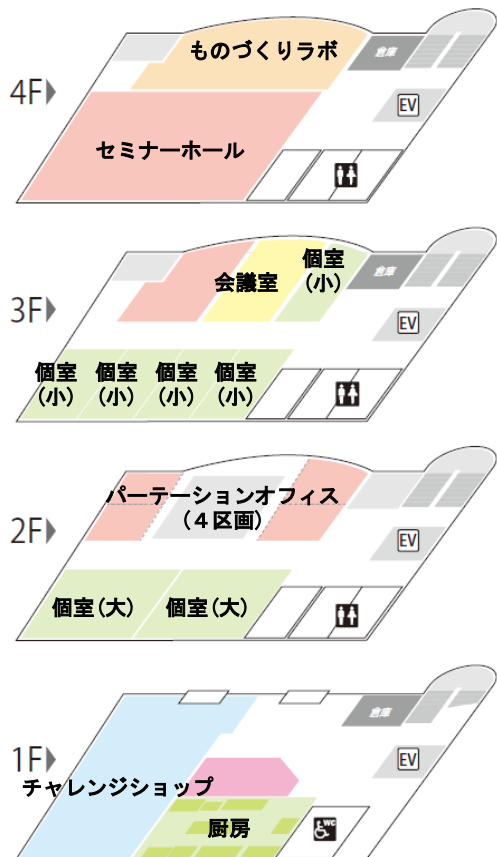
### ◇事業承継マッチング事業（申し込み無料）

後継者問題や様々な理由から事業の廃業及び譲渡を検討している事業者と、これから事業を行おうと考えている起業家や異業種進出を検討している事業者等を結び付け、事業が承継されるよう支援します。

### ◇各種施設利用

前橋市創業センターでは、起業家の事業に役立てるように、インキュベーションオフィス（全11室）や会議室、セミナーホール、チャレンジショップ、ものづくりラボを備えています（下図）。利用を希望される際は、お問い合わせください。

※6 1カ月以上に渡って4回以上指導を受けると、法人設立する際の登録免許税の一部減免が受けられたり、スタートアップオフィス支援補助金の申請に必要な要件の一つ満たすなどの特典等があります。



○インキュベーションオフィス利用料金表

タイプ	月額賃借料	面積
パーティション	6,600円	約3㎡
個室（小）	19,800円	約9㎡
個室（大）	33,000円	約17㎡

※その他設備の利用料金はお問い合わせください。

### ◇アクセス



## 2 ジョブセンターまえばし(総合的な就職支援施設)

**問** 産業政策課 雇用促進係 (027-898-6985)

若者や子育て中の方をメインターゲットとした就職支援施設です。ハローワークの職業紹介窓口も併設しています。また、令和4年10月からは、就職氷河期世代を対象に、集中的な支援を実施しています。

### ◇主な就職支援メニュー

- ・カウンセリングによる就職支援プログラムの作成
- ・就職活動に役立つ各種セミナー
- ・インターンシップ、企業見学、企業説明会等による企業とのマッチング
- ・子育て中の方を対象とした企業との交流会、就職面接会
- ・就職後の悩み相談や、仲間づくり講座・スキルアップ講座による定着支援



### ◇その他

- ・施設の各部屋の貸し出し

### ◇開館時間：午前9時～午後9時

- ・就職支援窓口及びハローワーク窓口は午前9時～午後5時

### ◇休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始

### ◇所在地：前橋市大渡町二丁目3-15

- ・総合的就職支援窓口 (電話) 027-289-4634
- ・講座、施設利用窓口 (電話) 027-252-0500
- ・ハローワーク窓口 (電話) 027-256-9321

## 4 農村体験・就農を考えている方への支援

### 1 市民農園の貸し出し

**問** 農政課 地域営農係 (027-898-6708)

市内に居住または通勤する農業者以外の方を対象に、五十山ふれあい農園を賃借しています。

◇50平方メートル×54区画 4,800円/年度

### 2 新規就農者奨励金

**問** 農業委員会事務局 農業振興係 (027-898-6733)

新規に就農された方に対して奨励金を交付します。

◇交付対象者：市内在住で、55歳未満で新規就農し、就農して5年以内の方

◇交付金額：10万円※7

### 3 新規参入者定着支援事業補助金

**問** 同上

新規就農者が本市に転入し空き農家住宅等を借りる場合、家賃の一部を補助します。

◇補助対象者：市内に転入する新規就農者で、就農時に55歳未満で5年以上継続して営農を行う方

◇補助金額：補助対象経費の1/2(上限月額2万円) ◇補助期間：最長24か月

※7 夫婦の場合はどちらか1名が対象です。



◇前橋市の移住・定住総合サイトはこちらから

掲載場所：ホーム>移住・定住のバナー

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/promotion/live/30968.html>



(移住・定住のバナー)



◇前橋市の子育て支援などが掲載されているページはこちらから

掲載場所：ホーム>Menu>子育て・教育>子育て>補助・支援

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/kosodate\\_kyoiku/2/6/index.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/kosodate_kyoiku/2/6/index.html)